

令和4年度
第2回鹿屋市子ども・子育て会議



令和4年8月26日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 令和4年度第1回子ども・子育て会議の報告…………… P 1

II 協議

- 1 第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(案)について
…………… P 4

III その他

- 1 今後のスケジュールについて…………… P 14

I 報告

1 令和4年度第1回子ども・子育て会議の報告

令和4年度 第1回鹿屋市子ども・子育て会議 会議録（要点筆記）

開催日時	令和4年5月27日（金）～令和4年6月22日（水）	
開催方法	書面協議	
委員出欠	出席委員 25名	エルメス委員、鶴田委員、木村委員、角委員、川野委員、 山下委員、矢野委員、安樂委員、森委員、堂園委員、 高吉委員、副田委員、藤井委員、軀川委員、宮下委員、 友岡委員、新川委員、有川委員、清水委員、柳田委員、 牧野委員、川崎委員、渡邊委員、末吉委員、吉原委員

（1）協議内容

- ① 令和5年度教育・保育施設の認定こども園への移行について
- ② 令和5年度認可保育所への移行について

（2）回答状況

- ① 委員数 25人
- ② 回答数 25人

（3）協議結果

① 令和5年度教育・保育施設の認定こども園への移行について

有効回答数 25人

「承認します。」と回答した委員数 25人

「承認しません。」と回答した委員数 0人

② 令和5年度認可保育所への移行について

有効回答数 24人（有川委員は、対象施設の職員であるため採決から除く）

「承認します。」と回答した委員数 22人

「承認しません。」と回答した委員数 2人

（4）協議に対する意見

① 令和5年度教育・保育施設の認定こども園への移行に対する意見

- ・需要や状況に応じるべく形態を変え運営をしていくように感じるので良い。

② 令和5年度認可保育所への移行に対する意見

- ・根本的な問題について、熟議できていないので保留にすべきと考えます。
- ・委員の御意見からすると、現状で移行の承認を決定してしまうことに、やはり違和感が残ります。もう少し関係者間で話をしたほうが良いのでは。
- ・長年、本市で認可外運営してきた実績、職員の処遇改善、国の移行支援措置があることから、意見等はありません。

(5) その他意見等

(委員)

・コロナ禍で色々な行事等の開催が難しいなかですが、書面ではなく、対面かせめてオンラインで開催していただくとより良いと思います。

(委員)

・今回の書面会議のような協議事項については、様々な立場の方から意見が出るのが予想されますので、書面ではなく、なるべく対面で会議を開催していただいて、十分な意見交換を経て結論を出すという方法で進めていただいた方が良いのではないかと思います。

[事務局]

開催にあたり、オンライン又は会場への参加により案内しておりましたが、感染症の感染者拡大により、急遽、書面開催に変更させていただきご迷惑をおかけしました。今回は、皆さまからの意見を集約し、委員の皆さまにお示しした後、回答いただいた次第です。今後の開催にあたっては、感染症拡大防止の観点も踏まえ、関係団体等からの意見も聞きながら検討してまいります。

(委員)

・「みどりの食料システム戦略」（日本の農地 25%を有機に、化学肥料 30%減、農薬 50%減、給食を販路に）が閣議決定し法律となりました。給食がオーガニックになると、残留農薬や添加物を避けることで、腸内環境が改善され、栄養吸収率が上がる、子どもたちが元気になり、医療費の削減につながる（導入した熊本の保育園では、年間欠席日が6日から0.6日になったそうです。）、オーガニック化が進めば市のブランド化になる等、ほかの県ではオーガニック給食が実施されています。有機農業の盛んな鹿児島県でも給食の有機化がすすめられるはずです。現在、鹿屋市には病児保育施設が1か所しかなく、キャンセル待ちで利用できなかったこともあります。施設を増やしてほしい、と思っていましたが、利用者が多い時期と少ない時期があり、難しいと聞きました。オーガニック給食の導入がこのような問題の解決にもつながると思います。子どもたちのために、オーガニック給食の導入を検討していただけないでしょうか。

[事務局]

学校給食センターにお訊ねしたところ、オーガニック給食を進めるにあたっては、学校給食センターは1日に使用する食材必要量が多いことから有機農産物の供給量不足が予想され、計画的、安定的に使用することが難しいことや、通常使用する農産物と比較し高値になることから、学校給食費の予算内での購入が難しいことが課題として考えられるとのことでした。地産地消に努めている学校給食においては、地元産の有機農産物を使用するためには絶対量が足りないなど、オーガニック給食については、情報収集などを行っていきたいと考えています。

(委員)

・22年以内に生後半年～5歳の新型コロナウイルスワクチンが実用化されると聞きました。鹿屋市で今後接種をはじめるとにあたり、特に不安を抱えがちな幼児の保護者に対して、ワクチンについての啓発や接種しやすくなるような取り組み等される予定がありましたら伺いたく思います。

[事務局]

わが国では、5歳から11歳を対象に使用できるワクチンが令和4年1月に薬事承認され、本市においても3月に接種券を送付しているところであり、ワクチン接種の効果、副反応など、国からの情報をわかりやすく説明し、ご家族で話し合っているなかで接種を進めています。なお、海外の一部地域では、令和4年6月から生後6か月以上の子どもの新型コロナワクチンの接種が始まっていますが、日本においては、6か月以上5歳未満の接種についての情報は現時点ではありません。

(委員)

・コロナ禍の中で子供達のストレスと親のストレスが増加して不幸な自死や子育ての問題が発生しているようです。民生委員や地域のケアなどいろいろな声や情報を集めて可能な限り対応を願います。

[事務局]

子育て世代支援センターでは、保健師、助産師等による妊娠や出産、子育てなどの相談を受け付けているほか、地域では、民生委員・児童委員及び主任児童委員が子育ての不安や心配ごとなどの相談に応じて必要な関係機関につないでいただいています。今後も、引き続き、連携しながら子育て支援に取り組んでまいります。

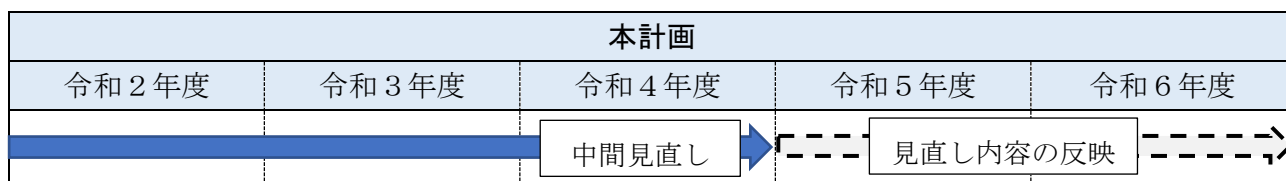
Ⅱ 協議

1 第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し(案)について（教育・保育の量の見込みと確保方策）

(1) 事業計画の見直しについて

第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として定められており、国の基本指針等では、計画内容と実績が乖離している場合は、中間年に見直しを行うこととされています。

本年度は中間年にあたることから令和5年度から令和6年度までの見直しについて、「鹿屋市子ども・子育て会議」において審議し、3月の改訂に向けて進めます。



【内閣府】教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年告示第159号）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

① 保育・教育の量の見込み

令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要。

② 地域子ども・子育て支援事業

必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行う。

(2) 現行の計画値について

① 量の見込み内訳

(単位：人)

区 分	R 2 年度 (推計)	R 3 年度 (推計)	R 4 年度 (推計)	R 5 年度 (推計)	R 6 年度 (推計)
1号認定（教育ニーズ）	1,365	1,324	1,279	1,249	1,233
2号認定（保育ニーズ）	1,752	1,699	1,642	1,603	1,583
3号認定（保育ニーズ）	1,539	1,525	1,482	1,442	1,405
0歳児	281	273	266	259	252
1-2歳児	1,258	1,252	1,216	1,183	1,153
合計	4,656	4,548	4,403	4,294	4,221

② 確保方策内訳

(単位：人)

区 分	R 2 年度 (推計)	R 3 年度 (推計)	R 4 年度 (推計)	R 5 年度 (推計)	R 6 年度 (推計)
1号認定（教育ニーズ）	1,471	1,481	1,496	1,486	1,496
2号認定（保育ニーズ）	1,573	1,584	1,584	1,589	1,589
3号認定（保育ニーズ）	1,477	1,476	1,476	1,481	1,481
0歳児	349	344	344	346	346
1-2歳児	1,128	1,132	1,132	1,135	1,135
合計	4,521	4,541	4,556	4,556	4,566

(3) 鹿屋市の現状について

① 令和4年度の施設ごとの定員と利用者数

(単位：人)

施設	令和4年度定員		令和4年度利用者数（実績）	
	教育	保育	教育	保育
幼稚園	650	—	418	—
認可保育所	—	635	—	624
（弾力運用後）	—	722	—	—
認定こども園	915	2,225	584	2,208
（弾力運用後）	—	2,539	—	—
地域型保育	—	119	—	104
（弾力運用後）	—	119	—	—
小計	1,565	2,979	1,002	2,936
（弾力運用後）	—	3,380	—	—
市外施設利用者				128
合計	4,544		4,066	
（弾力運用後）	4,945		—	

※ 1 地域型保育の定員数は従業員枠(64人)の数を除く

※ 2 市外施設利用者128人の内訳(認可保育所：43人、認定こども園：85人)

② 令和4年度 教育・保育施設の年齢別利用数について

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
施設利用者数	214	605	695	896	951	998	4,359
保育所等	187	533	627	744	754	803	3,648
保育所	34	104	107	132	138	152	667
認定こども園(1号)				204	186	194	584
認定こども園(2・3号)	145	385	468	408	430	457	2,293
地域型保育事業	8	44	52				104
幼稚園				106	155	157	418
認可外保育施設利用者数	27	72	68	46	42	38	293
保育所、事業所内	3	18	25	32	30	31	139
企業主導型	24	54	43	14	12	7	154

③ 空き待ち児童数の推移

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R3.4.1	10	19	13	7	2	1	52
R3.12.1	88	23	11	5	1	0	128
R4.3.31	71	24	12	4	2	0	113
R4.4.1	4	10	15	6	6	2	43

(4) 教育・保育の量の見直しの要否の判断について

令和3年4月1日時点の支給認定区分ごと(1号認定、2号認定、3号認定については0歳児と1・2歳ごと)の実績値(入所者と空き待ち児童)が、市の計画における量の見込みよりも10%以上乖離がある場合は見直しが必要となります。

【令和3年4月1日時点における実績値と計画値の乖離率】

支給認定区分		入所 (A)	空き待ち (B)	実績値 C(A+B)	計画値 D	差 (C-D)	乖離率
教育	1号認定(3-5歳児)	1,149人	-	1,149人	1,324人	▲175人	▲13.2%
保育	2号認定(3-5歳児)	1,740人	10人	1,750人	1,699人	51人	3.0%
	3号認定(0歳児)	166人	10人	176人	273人	▲97人	▲35.5%
	3号認定(1-2歳児)	1,166人	32人	1,198人	1,252人	▲54人	▲4.3%
合計		4,221人	52人	4,273人	4,548人	▲275人	

1号認定、3号認定(0歳児)が、10%以上の乖離となっているため、令和5・6年度について、量の見込みの見直しが必要となる。

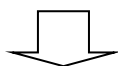
(5) 推計人口の見直しについて

「量の見込み」算出の基礎となる推計児童数について、計画策定時と令和2年度から令和4年度までの児童数（0歳から5歳の人口）の実績を比較すると、乖離が生じているため、改めて令和5年度、6年度の推計児童数を算出します。

【計画策定時の推計児童数】

(単位：人)

区分	R2年度 (推計)	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)
0歳	952	925	901	879	854
1・2歳	1,954	1,944	1,888	1,837	1,791
3～5歳	3,197	3,100	2,996	2,925	2,888
合計	6,103	5,969	5,785	5,641	5,533



【中間見直しによる推計児童数】

(単位：人)

区分	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)
0歳	913	855	861	849	839
1・2歳	1,874	1,855	1,791	1,730	1,710
3～5歳	3,124	3,036	2,915	2,818	2,716
合計	5,911	5,746	5,567	5,397	5,265

※1 0歳児については、過去の15歳から49歳の女性の人口と平均出産率により算出。

※2 1歳児から5歳児童については、令和4年度の実績をもとに、推計値を補正。

(6) 教育・保育の量の見込みと確保方策の見直しについて

① 教育・保育の量の見込み

令和5年度と6年度の見直し後の推計児童数を基に、直近年度の支給認定区分ごと（1号認定、2号認定、3号認定は0歳児及び1・2歳児ごと）の割合により、次のとおり見直しを行います。計画最終年度は3,929人の利用が見込まれます。

区分	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)
1号認定（教育ニーズ）	1,241	1,149	1,002	969	934
2号認定（保育ニーズ）	1,830	1,818	1,799	1,740	1,677
3号認定（保育ニーズ）	1,366	1,377	1,375	1,333	1,318
0歳児	189	176	191	189	187
1-2歳児	1,177	1,201	1,184	1,144	1,131
合計	4,437	4,344	4,176	4,042	3,929

② 教育・保育の量の見込みに対する確保方策の見直し

㊦ 1号認定（教育ニーズ3-5歳）の確保方策

令和6年度に必要な定員の数は934人となっていますが、幼稚園、認定こども園の利用定員数は、令和6年度1,555人を見込んでおり、確保方策は余裕がある状況です。

(単位:人)

区分	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)
①量の見込み	1,241	1,149	1,002	969	934
②確保方策(利用定員数)	1,507	1,515	1,565	1,545	1,555
②-①過不足	266	366	563	576	621

㊧ 2号認定（保育ニーズ3-5歳）の確保方策

利用定員数は、令和6年度1,572人を見込んでおり、量の見込み（入園児数）を下回るため、既存施設の定員増や認定こども園・認可保育所への移行、弾力的運用等によって対応していきます。

(単位:人)

区分	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)
①量の見込み	1,830	1,818	1,799	1,740	1,677
②確保方策(利用定員数)	1,538	1,517	1,503	1,572	1,572
②-①過不足	▲292	▲301	▲296	▲168	▲105

㊨ 3号認定（保育ニーズ0歳、1-2歳）の確保方策

利用定員数は、令和6年度1,492人を見込んでおり、0~2歳児については、年度途中からの入園希望が見込まれるため、弾力的運用等によって対応していきます。

(単位:人)

区分	R2年度 (実績)		R3年度 (実績)		R4年度 (実績)		R5年度 (推計)		R6年度 (推計)	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	189	1,177	176	1,201	191	1,184	189	1,144	187	1,131
②確保方策(利用定員数)	355	1,123	362	1,120	363	1,113	366	1,126	366	1,126
②-①過不足	166	▲54	186	▲81	172	▲71	177	▲18	188	▲5

③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

鹿屋市では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施しています。(子ども・子育て支援法第59条)

今回は、下記の11事業について、実績と計画の間に乖離が見られたものがあったため、見直しを行います。

地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	見直しなし
	② 地域子育て支援拠点事業	見直しあり
	③ 妊婦健康診査	見直しあり
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	見直しあり
	⑤ 子育て短期支援事業	見直しあり
	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	見直しあり
	⑦ 一時預かり事業	見直しあり
	⑧ 延長保育事業	見直しあり
	⑨ 病児保育事業	見直しなし
	⑩ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	見直しあり
	⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	見直しなし

① 利用者支援事業

母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を実施しています。本市では、平成28年4月1日「子育て世代支援センター」を設置しました。

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
見直し	量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

※見直しの令和2年度から令和3年度までは実績、令和4年度は見込み。

② 地域子育て支援拠点事業

概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについて相談を行う事業です。令和2年10月に子育て交流プラザ(あそVIVA!かのや)を開設。新生児から小学3年生までの子どもとその家族が、雨の日でも利用できる室内施設として土日を含め週4日開設し、実績が計画値を上回る見込みであることから見直しを行います。

区分			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み(人回/月)		1,421	1,378	1,337	1,297	1,258
	確保方策	(人回/月)	1,421	1,378	1,337	1,297	1,258
		(箇所)	7	7	7	7	7
見直し	量の見込み(人回/月)		906	1,554	1,736	1,903	1,903
	確保方策	(人回/月)	906	1,554	1,736	1,903	1,903
		(箇所)	8	8	8	8	8

※見直しの令和2年度から令和3年度までは実績、令和4年度は見込み。

③ 妊婦健康診査

妊娠から出産までに必要とされる14回の妊婦健康診査を全額公費負担にすることで、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るとともに、疾病や異常の早期発見、早期治療について助言し、安心して出産できるように支援する事業です。出生数の減少に伴い、健診回数の減少が見込まれることから見直しを行います。

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み(回)	10,924	10,622	10,319	10,017	9,715
	確保方策(回)	10,924	10,622	10,319	10,017	9,715
見直し	量の見込み(回)	10,786	10,723	9,463	9,703	9,573
	確保方策(回)	10,786	10,723	9,463	9,703	9,573

※見直しの令和2年度から令和3年度までは実績、令和4年度は見込み。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。今後、母子手帳発行数や出生数の減少に伴い実績値も減少する見込ですが、現時点で実績値が計画値を上回ることから、見直しを行います。

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
計画	量の見込み(人)	713	693	675	658	640
	確保方策(人)	713	693	675	658	640
見直し	量の見込み(人)	687	728	710	681	672
	確保方策(人)	687	728	710	681	672

※見直しの令和2年度から令和3年度までは実績、令和4年度は見込み。

⑤ 子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等の社会的理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業です。利用人数の計画値と実績に乖離があるため、見直しを行います。

区分			R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
計画	量の見込み(人日)		70	70	70	70	70
	確保方策	(人日)	70	70	70	70	70
		(箇所)	2	2	2	2	2
見直し	量の見込み(人日)		24	31	59	59	59
	確保方策	(人日)	24	31	59	59	59
		(箇所)	2	2	2	2	2

※見直しの令和2年度から令和3年度までは実績、令和4年度は見込み。

⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。計画値と実績に乖離があるため、見直しを行います。

区分			R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
計画	量の見込み(人日)		400	400	400	400	400
	確保方策	(人日)	400	400	400	400	400
		(箇所)	1	1	1	1	1
見直し	量の見込み(人日)		400	503	450	450	450
	確保方策	(人日)	400	503	450	450	450
		(箇所)	1	1	1	1	1

※見直しの令和2年度から令和3年度までは実績、令和4年度は見込み。

⑦ 一時預かり事業

家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。保育所等の在園児以外を対象とした「一般型」と認定こども園の1号認定の子どもを対象とした「幼稚園型」があります。計画値と実績に乖離があるため、見直しを行います。

区分		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度		
計画	幼稚園型	量の見込み(人日)	108,702	150,822	153,252	180,792	182,412	
		確保方策	(人日)	108,702	150,822	153,252	180,792	182,412
			(箇所)	29	33	34	35	35
	一般型	量の見込み(人日)	6,190	6,054	5,867	5,721	5,612	
		確保方策	(人日)	6,190	6,054	5,867	5,721	5,612
			(箇所)	7	7	7	7	7
見直し	幼稚園型	量の見込み(人日)	120,964	98,135	100,000	107,439	111,472	
		確保方策	(人日)	120,964	98,135	100,000	107,439	111,472
			(箇所)	27	28	27	30	32
	一般型	量の見込み(人日)	1,540	1,190	1,000	967	941	
		確保方策	(人日)	1,540	1,190	1,000	967	941
			(箇所)	7	8	9	9	9

※見直しの令和2年度から令和3年度までは実績、令和4年度は見込み。

⑧ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。計画値と実績に乖離があるため、見直しを行います。

区分		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
計画	量の見込み(人)	1,282	1,257	1,232	1,208	1,184
	確保方策(人)	1,282	1,257	1,232	1,208	1,184
	施設数(箇所)	27	27	27	27	27
見直し	量の見込み(人)	1,235	1,080	1,000	900	810
	確保方策(人)	1,235	1,080	1,000	900	810
	施設数(箇所)	27	25	25	25	25

※見直しの令和2年度から令和3年度までは実績、令和4年度は見込み。

⑨ 病児保育事業

病気によって保育所等に預けられない児童を、保護者の勤務の都合等により家庭で保育できない場合に、病気の児童について、病院に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
計画	量の見込み(人)	901	901	901	901	901
	確保方策(人)	901	901	901	901	901
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1
見直し	量の見込み(人)	461	623	829	901	901
	確保方策(人)	461	623	829	901	901
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1

※見直しの令和 2 年度から令和 3 年度までは実績、令和 4 年度は見込み。

⑩ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。登録児童数は平成 4 年度に計画を下回ったことから、人口推計値や登録割合を勘案し見直しを行います。

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
計画	量の見込み(人)	1,895	2,038	2,197	2,197	2,197
	確保方策(人)	1,895	2,038	2,197	2,197	2,197
	施設数(箇所)	32	33	34	34	34
見直し	量の見込み(人)	1,928	2,042	2,067	2,110	2,149
	確保方策(人)	1,928	2,042	2,067	2,110	2,149
	施設数(箇所)	32	32	33	34	34

※見直しの令和 2 年度から令和 4 年度までは実績。

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度未移行幼稚園に対して保護者が支払うべき、給食(副食材料費)の提供に要する費用を助成する事業です。(年収 360 万円未満の世帯及び第 3 子以降の児童が対象)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
計画	量の見込み(人)	260	179	179	120	120
	確保方策(人)	260	179	179	120	120
見直し	量の見込み(人)	191	168	160	120	120
	確保方策(人)	191	168	160	120	120

※見直しの令和 2 年度から令和 3 年度までは実績、令和 4 年度は見込み。

Ⅲ その他

1 令和4年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュールについて

令和4年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年3回の実施を予定しており、スケジュールと主な内容につきましては、下記のとおりです。

	第1回	第2回	第3回(案)
開催(予定)日	5月27日(金)	8月26日(金)	12月中旬
主な内容	○認定こども園への移行について ○認可外保育園から認可保育園への移行について	○会長、副会長の選出 ○「第2期子ども・子育て支援事業計画」中間見直しについて	○「第2期子ども・子育て支援事業計画」中間見直しについて(※継続協議の場合) ○特定教育・保育施設等の定員変更について

鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 ^{けいこ}	市民委員	
2		鶴田 貴子 ^{つるだ たかこ}	市民委員	
3		木村 美季 ^{きむら みき}	市民委員	
4		角 祥平 ^{すみ しょうへい}	市民委員	
5		川野 歩 ^{かわの あゆみ}	市民委員	
6		山下 仁 ^{やました ひとし}	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	矢野 常広 ^{や の つねひろ}	鹿屋市医師会	
8		安楽 博史 ^{あんらく ひろし}	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 ^{もり かつみ}	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		堂園 栄一 ^{どうぞの えいいち}	鹿児島県大隅児童相談所	
11		高吉 幸一郎 ^{たかよし こういちろう}	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		副田 明彦 ^{そえだ あきひこ}	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子育て 支援に関する事業に従事 する者	藤井 光晴 ^{ふじい みつはる}	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒 ^{くがわ ひさし}	鹿屋乳児院	
15		宮下 義昭 ^{みやした よしあき}	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 ^{ともおか よしのぶ}	鹿屋市保育会	
17		新川 留美 ^{しんかわ るみ}	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
18		有川 文人 ^{ありかわ ふみと}	鹿屋市学童保育連絡会	
19		清水 直樹 ^{しみず なおき}	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
20		柳田 明子 ^{やなぎだ あきこ}	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼ倶楽部（母親クラブ）	
21	第4号委員 その他市長が 必要と認める 者	牧野 久美 ^{まきの ひさみ}	鹿屋養護学校PTA	
22		川崎 大輔 ^{かわさき だいすけ}	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		渡邊 正人 ^{わたなべ まさと}	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		末吉 勝子 ^{すえよし かつこ}	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 ^{よしはら はちろう}	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間：令和4年5月1日～令和6年4月30日（2年以内）】

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。